

令和7年9月22日

福知山市議会議長 吉見 茂久 様

総務防災委員会委員長 片山 正紀

委員会審査報告書

本委員会に付託された議案について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

1 委員会付託議案

- ・議第24号 福知山市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第25号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第26号 福知山市税条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第27号 福知山城天守閣条例及び福知山市佐藤太清記念美術館条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第32号 工事請負契約の締結について
- ・議第35号 公の施設に係る指定管理者の指定期間の変更について
- ・議第36号 訴えの提起（裁判上の和解を含む。）について
- ・議第37号 和解について
- ・議第38号 損害賠償の額について
- ・議第39号 損害賠償の額について
- ・議第43号 福知山市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画 2021）中間見直しの策定について

2 審査の概要

9月11日に委員会を開催し、市長公室、総務部及び市民生活部から議案について詳細な説明を受け、議案審査を行いましたので、主な概要について報告します。

初めに、議第24号について、「事務執行適正化第三者委員会はどのような委員で構成し何回開催するのか」を問う質疑があり、「福知山市法令遵守審査会の委員、法令遵守審査会の委員から推薦のあった弁護士、自治体法務を専門とする大学教授等を選考の対象とし、3名の委員で構成し、今年度内に6回程度の委員会の開催を予定している」との答弁がありました。

次に、議第25号について、「日額1万5千円の報酬とは別に、時間額1万円の報酬が規定されているが、日額報酬以外に時間額報酬が必要な理由」を問う質疑があり、「当委

員会は審査会の集まりそのものよりも委員に報告書や意見書の作成に多くの時間を割いていただく必要があり、審査会1回当たりに支給する日額報酬だけでは、報告書や意見書の作成に見合う報酬が不足するため時間額報酬を設けるものである。時間額報酬の単価設定に関わっては、通常弁護士に相談する場合、1時間当たり1万円から5万円が相場であるので、1万円の時間額報酬としたところである。報酬対象の時間計測については実際に要した時間を報告していただく予定である」との答弁がありました。

次に、議第26号について、「条例改正により入湯税が減収となるが、誰のために何のために条例改正をおこなうのか」を問う質疑があり、「課税基準を府内の他自治体並みとすること、入湯税は減収するものの、市内利用者の多い日帰りの入湯料が今後値上げされるのを防止すること、市内に銭湯がないため入湯施設を必要とする方々の利便性を確保することを目的として条例改正をおこなうものである」との答弁がありました。

次に、議第27号について、「福知山市佐藤太清記念美術館の入館料が大幅に値上げとなり、今後入館者がより減少するのではないかと危惧するが、敢えて値上げをする理由」を問う質疑があり、「物価高騰を受け入館料を約1割値上げするとともに、佐藤太清画伯の絵画保存に係る燻蒸処理が薬剤の生産停止に伴い実施できなくなるため、温湿度管理を徹底する必要がある、そのため増額する光熱水費の財源を確保するため、200円の入館料を330円にまで値上げするものである」との答弁がありました。

次に、議第32号について、「工事発注される丘地区人権関連施設は人権啓発推進のための施設ではあるが、せっかく施設整備するのであるから、より多くの市民が利用できるような施設となる必要性」を問う質疑があり、「集約対象である既存4施設も多くの方にご利用いただいているところであり、新たに整備する施設についても多くの方々に利用していただきたいと考えている」との答弁がありました。

次に、議第35号について、「指定期間を1年延長し、サウンディング調査を実施するだけでどこまで施設の運営改善が図れるのか」を問う質疑があり、「速やかにサウンディング調査をおこない、民間事業者から構造、用途、管理形態を変えない活用策の提案を求め、提案いただいた内容を法令等と照らし合わせながら精査し、運営改善に努めていきたい」との答弁がありました。

次に、議第36号について、「本議案が可決されれば直ちに訴えを起こすということか」を問う質疑があり、「本議案を可決いただければ裁判所に訴状を提出するが、その後、審理に入り、判決になるか、和解により解決に至るかになる」との答弁がありました。

次に、議第37号について、「本件についても不適切事務であると考えてるが、なぜ相手方からの訴えの提起となったのか」を問う質疑があり、「市としては相手方に謝罪し対応を重ねてきたが、話し合いでは折り合いがつかなかったため相手方からの提訴となった。今回、京都地方裁判所からの和解勧告に基づき、解決金を支払い和解するものである。今後は徹底した再発防止に努めてまいりたい」との答弁がありました。

次に、議第38号について、「公用車の接触事故の過失割合が100対0であることの理由」を問う質疑があり、「こちら側の車が後退するために切り返しをした際に駐車中の相手方の車両に接触したことから、100対0の過失割合になったものである」との答弁

がありました。

次に、議第 3 9 号について、「事故を起こした職員の公用車運転事故歴」を問う質疑があり、「過去に公用車運転中に一度事故を起こしたことがある職員である」との答弁がありました。

次に、議第 4 3 号について、「高齢者世帯の増加に伴う今後のごみ収集運搬体制」を問う質疑があり、「ごみステーションへのごみ出しが困難な高齢者や障害のある方を対象として、収集業者が戸別にごみ収集をおこなう支援事業を検討している」との答弁がありました。

反対討論

なし

賛成討論

全議案について賛成する。損害賠償に係る付託議案が多いが、損害賠償金が市税を財源とする賠償とならないよう、今後、保険適用も含めた改善策を検討されるよう求め賛成する。

3 審査結果

- ・議第 2 4 号 全員賛成で原案可決
- ・議第 2 5 号 全員賛成で原案可決
- ・議第 2 6 号 全員賛成で原案可決
- ・議第 2 7 号 全員賛成で原案可決
- ・議第 3 2 号 全員賛成で原案可決
- ・議第 3 5 号 全員賛成で原案可決
- ・議第 3 6 号 全員賛成で原案可決
- ・議第 3 7 号 全員賛成で原案可決
- ・議第 3 8 号 全員賛成で原案可決
- ・議第 3 9 号 全員賛成で原案可決
- ・議第 4 3 号 全員賛成で原案可決